

令和4年度 四国中央市障がい者就労施設等 からの物品等の調達の推進を図るための方針

(1) 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達（以下「優先調達」という。）の推進を図るため、四国中央市における調達方針を定める。

(2) 適用範囲

この調達方針は、本市の市政推進に係る物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を行うすべての機関（出先機関を含む。）に適用する。

(3) 対象施設

この調達方針の対象施設は、その所在地が四国中央市内にある優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）とする。

●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」 に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

●障がい者を多数雇用している企業

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定を受けた特例子会社の事業所
- ・障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する重度身体障害者多数雇用事業所（※）

※重度身体障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障がい者の雇用数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

●在宅就業障害者等

- ・障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- ・障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

●障がい者共同受注窓口

※障がい者共同受注窓口とは、複数の障害者就労施設等に対して物品及び役務の調達をあっせん又は仲介等の業務を行う者をいう。

(4) 優先調達の対象品目

別表のとおり

(5) 優先調達の推進に関する基本的考え方

① 全庁的な取り組みの推進

調達を行うすべての部局（以下「関係部局」という。）は、施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、優先調達法の趣旨に添って幅広い分野の物品等の優先調達に努め、福祉部生活福祉課（以下「主管課」という。）は、同法の目的達成に必要な推進体制の整備を図る。

② 適正な予算執行と他の施策等との調和

関係部局は、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策及び他の行政目的との調和を図りつつ、より効果的な優先調達に努める。

③ 施設等との協力・連携体制の構築

主管課は、関係部局との連携により、施設等が受注体制を整備するための主体的な取り組みを支援するとともに、施設等との適正な協力・連携体制の構築に努める。

④ 施設等からの積極的な調達

関係部局は、主管課との連携により、発注先が特定の施設等に偏ることのないよう配慮しつつ、施設等に対応可能なものについては、積極的に受注機会の増大が図られるよう努める。

(6) 優先調達の推進に関する具体策

① 推進体制の整備

主管課は、施設等や関係部局からの問い合わせに適切に対応するとともに、

広く関係機関等に対して施設等が取り扱う物品等に関する情報を提供し、優先調達の効果的な推進体制の整備に努める。

② 国、県及び関係機関等との連携

主管課は、施設等の受注機会の増大を図るため、関係機関等との連携を密にし、優先調達の推進に必要な連絡調整等を行う。

③ 随意契約を活用した発注促進

関係部局は、施設等がその特性により不当に排除されることのないよう、公共調達に係る競争への参加機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、市会計規則などの関係法令に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に定める特定随意契約の手法を活用した施設等からの優先調達に努める。

④ 公契約における障がい者の就業を促進するための措置等

関係部局は、公契約の相手方となる業者選定において、その評価項目に障がい者の雇用状況又は施設等からの物品等の調達状況による加点項目を設けるなど、障がい者の就業を促進するための措置を講ずるよう努める。

⑤ 品質確保や取扱品目の拡大

主管課は、関係部局との連携により、物品等の品質確保や取扱品目の拡大などに向けた施設等の主体的かつ前向きな取り組みを促す。

⑥ 施設等への配慮

関係部局は、調達しようとする物品等の規格や仕様を可能な限り明確化し、施設等に対して調達に関する情報を懇切丁寧に説明するとともに、納期の設定や発注方法等については、施設等の特性に配慮した発注に努める。

(7) 優先調達実績の公表

主管課は、会計年度終了後において、関係部局の優先調達実績を取りまとめ、その概要を公表する。

(8) 調達目標

令和4年度の調達目標は、以下のとおりとする。

	<u>50 件</u>	<u>5,500,000 円</u>		
(内訳)	物品	30 件	800,000	円
	役務	20 件	4,700,000	円

(9) 調達重点品目

令和4年度において重点的に調達する物品等の品目は、「清掃・施設管理」とする。

(10) 調達方針の見直し

施設等からの優先調達の推進に資するよう、必要に応じて調達方針を見直す。

(11) その他

●施設等が提供できる物品の販売機会の確保

本市の各庁舎や公共施設内をはじめ、市や各種団体等が主催する行事・イベント等において、施設等が提供できる物品の販売機会を確保するよう引き続き配慮する。